

## 令和4年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率

### 1 財政健全化判断比率

いずれの指標も早期健全化基準を下回る数値となりました。

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
令和4年度比率	—	—	11.9%	—
早期健全化基準	15.00%	20.00%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

※実質赤字比率・連結実質赤字比率については黒字のため「—」で表示しています。

※実質公債費比率は、令和元年度～令和3年度の3カ年の平均値となります。

※将来負担は、0以下であるため「—」で表示しています。

#### 【指標の説明】

- ①実質赤字比率……江北町の一般会計等(一般会計、無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計)を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。
- ②連結実質赤字比率…江北町の公営企業会計(下水道事業特別会計)を含む全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。
- ③実質公債費比率……江北町の公営企業会計を含む全会計及び一部事務組合等が負担する公債費(元利償還金)などの標準財政規模に対する比率(三か年平均)。
- ④将来負担比率……上記③と土地開発公社が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

### 2 資金不足比率

下水道事業特別会計は黒字であるため、経営健全化基準未満となりました。

区分	下水道事業特別会計
令和4年度比率	—
経営健全化基準	20.0%

※資金不足比率については黒字のため「—」となっています。

#### 【指標の説明】

- 資金不足比率……公営企業会計(下水道事業特別会計)の資金不足額の事業規模に対する比率。

### ◎早期健全化判断基準、財政再生基準及び経営健全化基準

一般会計等については、早期健全化基準と財政再生基準、公営企業会計については、経営健全化基準が定められています。

各基準以上となった場合は、財政運営の健全化を図るための計画を策定するなどのほか、様々な制約が課せられます。なお、本町では全ての指標が基準以下となっています。